公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　2　月　10　日

徳島県公安委員会委員長　森　秀司

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社　ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井悠司	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Ｐ野生の王国どらむサファリＳ－Ｋ１ＹＴ４７０	株式会社ニューギン	15006
株式会社　ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井悠司	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	ＰＡ野生の王国どらむサファリＮ－Ｋ１ＹＴ２９９	株式会社ニューギン	15007
株式会社　ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井悠司	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	ＰＡ野生の王国～どらむサファリ～Ｎ－Ｋ１	株式会社ニューギン	15008
株式会社　三共 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	筒井公久	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Pフィーバー革命機ヴァルヴレイヴ2S	株式会社三共	15009
株式会社　ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	富山一郎	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Ｐパトラッシュ２－Ｇ	株式会社ジェイビー	15010
豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	永野光容	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Ｐ競女１９９Ｌ１Ａ	豊丸産業株式会社	15011

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。